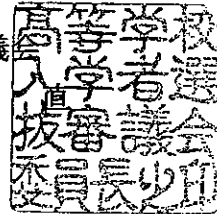




平成30年11月20日

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 殿

高等学校入学者選抜審議
委員長 柴山



宮城県立高等学校入学者選抜について（答申）

本審議会は、貴教育委員会から諮問を受けた下記の事項について、慎重に審議し結論を得たので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 平成32年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（別紙1）
- 2 平成32年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について（別紙2）
- 3 第二次募集における県境隣接協定に係る出願制限について（別紙3）

平成32年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - イ 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - ロ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査（第一次募集に準じる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

平成32年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

第一次募集

実 施 日 平成32年 3月 4日 (水)

追 試 験 日 平成32年 3月10日 (火)

合格発表日 平成32年 3月16日 (月)

第二次募集における県境隣接協定に係る出願制限について

本県の県立高等学校における入学者選抜は、公正かつ適正を基本としつつ、社会の変化等に対応し、これまで様々な改善を行ってきた。

県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについては、昭和51年に岩手県教育委員会と、昭和52年に福島県教育委員会とそれぞれ「県境隣接地域公立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、その後、平成12年に「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、県境隣接地域に住所を有する者の多様な学びの場の確保に努めてきている。

しかし、入学者選抜要項において、第二次募集の出願に際しては、後期選抜に出願した者にしか第二次募集の出願資格が与えられないという出願制限が設けられ、県境隣接協定に基づいて他県を受験した者の第二次募集における高校選択幅は、県境隣接地域外の者と比べて著しく狭い。また、県境隣接地域には、急速に進む少子高齢化により、志願者数が募集定員に達していない高等学校も複数あるという現状を踏まえ、県境隣接地域に住所を有する者の多様な学びの場の確保及び、県境隣接地域の教育の充実を鑑み、県境隣接協定に係る出願制限について、次のように改善することが望ましいと考える。

[改善案]

入学者選抜要項で定めている、第二次募集における県境隣接協定に係る出願制限を見直し、県境隣接地域に住所を有する者については、国公私立高等学校のいずれにも合格していない場合、第一次募集で本県を受験していなくても、第二次募集に出願できるようにすることが望ましい。